

長崎県道路交通法施行細則の一部改正

平成25年4月1日施行

交通事故につながるおそれのある危険な行為として

- 自転車の運転中に携帯電話等を使用すること
- 自動車、バイク、自転車等を運転中にイヤホン、ヘッドホン等を使用して、周囲の音が聞こえない状態で音楽を聞くことなどを明確に禁止します。



主な改正内容は次の3点です。

1 携帯電話等を使用しながら自転車を運転する行為の禁止 新設



携帯電話を手で持って、
通話しながら自転車を運転
する行為が禁止

携帯電話で通話しながら運転するのは危険です。



画像表示用装置を手で持って、
表示された画像を注視しながら
自転車を運転する行為が禁止

携帯電話や携帯ゲーム機などでメールや
ゲームなどをしながら運転するのは危険です。

※ 携帯電話等を手に持たず、ハンズフリー装置を使用している場合は、本件違反とはなりません。

※ 画像表示用装置とは、液晶等により画像を表示するための装置のことをいい、具体的には、携帯電話や携帯型ゲーム機のディスプレイ表示部等のことをいいます。

2 大音量でイヤホン等を使用して車両等を運転する行為の禁止 新設



大音量でカーラジオ等を聞き、イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽を聞く等、安全な運転に必要な交通に関する音、または声が聞こえないような状態で車両等を運転する行為の禁止

- ※ 「車両等」とは、自動車、原動機付自転車、自転車等の軽車両および路面電車のことをいいます。
- ※ 安全な運転に必要な音や声とは、具体的には警音器（クラクション）や救急車のサイレン、警察官による指示などのことを指しています。
- ※ 難聴者が補聴器を使用する場合または公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは除外されます。

3 バイクや自転車で傘差し運転等をする行為が、全ての道路において禁止 改正



傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失う方法でバイクや自転車を運転する行為については、これまで「交通ひんばんな道路」に限って禁止していましたが、全ての道路において禁止することとします。

以上の違反行為をすると、公安委員会遵守事項違反として5万円以下の罰金になります。

自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転は禁止 ■ 二人乗りは禁止 ■ 並進は禁止
 - 夜間はライトを点灯 ■ 信号を守る
 - 交差点での一時停止と安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用